八　補正予算債	平成４年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 (1)　平成４年度補正予算債　1.000 (2)　平成５年度補正予算債　1.000 (3)　平成６年度補正予算債　1.000 (4)　平成７年度補正予算債　1.000 (5)　平成８年度補正予算債　1.000 (6)　平成９年度補正予算債　1.000 (7)　平成10年度補正予算債　1.000
	平成16年度から令和５年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.900 イ　都道府県50.0％分　1.000 (2)　平成17年度補正予算債　0.918 (3)　平成18年度補正予算債　0.818 (4)　平成19年度補正予算債　0.809 (5)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.043 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.869 (6)　平成21年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.076 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.897
八　補正予算債	平成５年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 ［削る］ (1)　平成５年度補正予算債　1.000 (2)　平成６年度補正予算債　1.000 (3)　平成７年度補正予算債　1.000 (4)　平成８年度補正予算債　1.000 (5)　平成９年度補正予算債　1.000 (6)　平成10年度補正予算債　1.000
	平成17年度から令和６年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ (1)　平成17年度補正予算債　1.000 (2)　平成18年度補正予算債　0.874 (3)　平成19年度補正予算債　0.861 (4)　平成20年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.109 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.870にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.870以下であるときは0.870とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.925 (5)　平成21年度補正予算債 ア　都道府県60.0％分　1.145 イ　新幹線鉄道整備事業分 0.898にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該率が0.898以下であるときは0.898とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式Ｘの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 ウ　都道府県50.0％分　0.955